

(別紙 1)

仕 様 書

1 契約の名称

令和7年度 リチウムイオン充電電池等再生資源売却

2 引渡期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

3 契約の種別

単価契約（1トン当たりの単価）

4 契約内容

下関市（以下「甲」という。）が回収し、次の(1)から(4)に掲げる分別を行った充電電池及び充電電池の取り外しが難しい小型製品（以下「再生資源」という。）を、有償にて買受者（以下「乙」という。）に売却する。なお、再生資源の保管、積み込み及び搬出は乙が提供するペール缶、ドラム缶等の保管容器（以下「保管容器」という。）を使用するものとする。

ただし、この再生資源には甲の分別過程で分別できなかった電池、充電電池等を使用していない小型電子機器等の不適物が混入することがある。

(1) リチウムイオン充電電池、ニカド充電電池、ニッケル水素充電電池

※原則として、端子部分の被覆、絶縁処理済

(2) モバイルバッテリー、加熱式たばこ

(3) 充電電池の取り外しが難しい小型製品

(4) 上記(1)のうち、膨張・破損した充電電池を水没放電等により失活させた充電電池

5 引渡場所

下関市リサイクルプラザ（下関市古屋町一丁目18番1号）の指定場所

6 推定引渡重量

再生資源の推定引渡重量は1.6トンとする。

（内訳：上記4(1)、(2)、(4) 0.8トン、(3) 0.8トン 保管容器の重量を除く）

ただし、推定引渡重量は、推定の重量であり、引渡重量を保障するものでない。

7 搬出車両

(1) 乙は、再生資源及び保管容器を安全に積み込み及び搬出できる車両を使用すること。

(2) 上記車両については、下関市リサイクルプラザで対応可能な寸法の車両を使用す

ること。

8 引渡しの方法

事前に、乙と甲の職員の間で引渡日及び時間帯を協議する。

車両への再生資源の積込みは、引渡場所の職員（以下「施設職員」という。）の指示の下、乙が自ら行う。

なお、施設職員がフォークリフト等重機で積込み可能な場合、必要に応じ、施設職員が重機を運転して、再生資源の積込みに協力する。

再生資源を乙が搬出車両に積載終了した時点をもって、管理責任は乙に移行する。

9 引渡しに係る費用

再生資源の搬出・運搬等の契約の履行に要する費用は、乙が全て負担すること。

なお、乙は、保管容器（膨張・破損した充電池を水没放電等するための保管容器を含む）を甲の施設に持ち込むこととするが、これに要する費用は、乙が全て負担すること。

また、乙が持ち込む保管容器については、乙が甲に無償で貸与すること。

10 計量

計量は下関市リサイクルプラザに設置してある、計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量機を使用する。計量完了及び施設職員による重量の確認後、積載した再生資源を搬出するものとする。

1.1 所有権の移転

再生資源の所有権は、再生資源を運搬車両に積込み計量を終えた時をもって甲から乙に移転するものとする。

1.2 引渡重量の算出方法

乙の施設において搬入時・搬入後の計2回計量によって得られた重量の差（正味重量）より、保管容器の重量、水没放電等に用いた水の重量を除いたものを再生資源の引渡重量とする。

1.3 買取り代金の支払等

再生資源の買取り代金（以下「代金」という。）は、月ごとに算出するものとし、落札単価（以下「買取り単価」という。）に当該月に引渡しを受けた再生資源の重量（計量機の最小単位は10キログラム単位とする。）を乗じて得た額に、1.1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

乙は、代金を甲の発行する納入通知書により、甲の指定する日（以下「指定日」と

いう。)までに下関市指定金融機関、下関市指定代理金融機関又は下関市収納代理金融機関に払い込まなければならない。

なお、当該契約期間内の買取り単価の変更は行わないものとする。

また、乙は、指定日までに代金を完納しなかったときは、当該指定日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額）を遅延利息として甲に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

1.4 引渡し後の取扱い

乙は、甲より引渡しされた再生資源について、適切に再資源化を行うこと。そして、再資源化处理過程で発生した廃棄物については、関係法令等を遵守し、乙の責任において適正に処理すること。

1.5 実地調査等

甲は、必要があると認めるときは、再資源化の状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

1.6 その他

- (1) 乙は、事故、災害及びトラブル等が発生した場合、又は契約履行上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに甲へ報告すること。
- (2) 再生資源の引渡場所からの搬出・運搬は、乙の責任の下で行うものとする。
運搬中に事故が発生した場合においても、甲は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 乙は、甲からの要求に基づき、買取った再生資源の処理状況、売却相手等に関し、甲に報告しなければならない。
- (4) 業務を行うに当たっては、関係法令を遵守すること。
- (5) この仕様書等に定める下関市への報告書等には消せるボールペンを使用しないこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の上で定めるものとする。